

全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充 ～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

「こども未来戦略方針」～次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」の策定に向けて～
（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

2. 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

（3）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～

- 0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。

〔新たな通園給付のイメージ〕

- こども1人につき月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組みとすることを想定。
- また、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点などの幅広い事業者の取組を想定。

現行の子どものための教育・保育給付

- ・フルタイム就労の者
 - ・パートタイムの者（一定の就労時間以上） 等
- ※保育の必要性を市町村が認定することが必要



こども誰でも通園制度（仮称）の創設

- ・専業主婦（夫）等
 - ・育休中の在宅で子育てをする家庭 等
- ※就労要件を問わない
- ※令和5年度からは、未就園児の定期的な預かりモデル事業を実施



- 在宅で子育てしている場合でも、専門職がいる場で、同世代とかわりながら成長できる機会を保障できる。
- 理由を問わず、誰でも簡単に利用でき、育児負担や孤立感を解消できる。
- 給付制度化することで、全国的な提供体制の確保が進みやすくなる。

論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について①

令和６年度の試行的事業について

- こども誰でも通園制度（仮称）については、令和６年度概算要求において、本格実施（改正法が施行され、全国の自治体での実施）を見据えた形での試行的実施を実施することとしている。
- 試行的事業の内容については、事項要求であり予算編成過程において検討することとしているが、予算編成過程の検討と並行して、本検討会においては、試行的事業の実施に向けて、具体的な事業実施の留意点について検討する
- 。

令和５年度のモデル事業では、こどもや保護者への効果の検証に重点を置いており、施設毎に補助基準額を設定し、31自治体、50事業者での実施だったが、2024年度の試行的事業では、自治体における提供体制の整備を促すため、実施自治体数は拡充した上で、人口規模に応じた自治体毎の補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにすることで、本格実施を見据えた形での実施が可能とすることを検討している。

-

また、2024年度の試行的事業では、補助基準上一人当たり「月１０時間」を上限として行うことを検討している。

（※）「月１０時間」は１日中利用するとすれば月１回、午前約２時間利用するとすれば毎週利用するというイメージ

（※）一時預かりの整備状況は未就園児１人当たりで見ると年間約２.86日（月１～２時間程度に相当）となっており月１０時間利用できる試行的事業は、一時預かりよりも相当程度多く利用できることとなる

（いただいた意見）

・ こどもの慣れや育ちの観点から「月10時間」では足りず、月当たりの利用時間はより長く設定すべきではないか。

（※）「月10時間」は、令和６年度の本格実施を見据えた試行的事業における「補助基準上の上限」ではあるものの、令和６年度の本格実施を見据えた試行的事業は制度の本格実施を見据えた形で実施するものであることから、こども誰でも通園制度の制度化、全国的な実施も見据えながら設定する必要があり、都市部を含め全国の自治体において提供体制等を確保することを考え、利用可能枠については「月10時間」を上限としたものである。

論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について③

論点

○ 利用方法（定期利用、自由利用）毎の特徴と留意点は何か

- 事業実施のイメージとして、定期利用と自由利用といった方法が考えられる。
- 定期利用、自由利用それぞれの特徴や留意点は以下のとおり。

	定期利用	自由利用
考え方	利用する園、月、曜日や時間を固定し、定期的に利用する方法	利用する園、月、曜日や時間を固定せず、柔軟に利用する方法
利用する場合の予約方法	(例) ・ 利用開始前に空いている定期利用枠の確認を行い、一定期間内の利用枠を予約	(例) ・ 利用前月の一定期日より翌月分の予約 ・ 空いていれば、利用希望の直前まで予約
特徴	・ 事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい ・ こどもにとっては、慣れた職員と継続的な関わりを持つことができ、育ちをフォローしてもらえる	・ こどもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能 ・ 様々な事業所を利用することで、多くの保育士、多くのこどもと触れ合うことができる
留意点	・ 特定の事業者を利用できるこどもが固定化され、途中利用しづらい ・ 施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れが困難	・ 利用の都度予約する手間がかかる ・ 施設にとっては、利用の見通しが立たず、受入体制を整えづらい ・ 慣れるのに時間がかかるこどもがいる

- 地域によっても様々な状況があると考えられ、利用者の様々なニーズに応えられるよう、いずれかを原則とするのではなく、自治体や事業者においていずれかの方法をとるか、組み合わせて実施するかなどを選択できることとしてはどうか。

論点（２） 「こども誰でも通園制度」（仮称）の試行的事業実施上の留意点について④

論点

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）毎の特徴と留意点は何か

○ 事業者の実施体制や特長などを踏まえ、一般型、余裕活用型といった方法が考えられる。

	一般型（在園児と合同）	一般型（専用室独立実施型）	余裕活用型
考え方	・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 専用スペースは設けず、在園児と合同	・ 保育所等の定員とはかかわりなく、定員設定を自由に行う方法 ・ 在園児とは別の専用スペースは設ける	・ 保育所等において、利用児童が定員に達しない場合に、保育所等の定員の範囲内で受入れる方法 ・ 基本的に在園児と合同
特徴	・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 実質的に、こども誰でも通園制度の職員と、保育所等の職員が合同で対応することができる	・ こども誰でも通園制度を利用することにも合わせた環境を確保することができる ・ 専任の職員の下で対応	・ こどもが在園児と関わる機会が多い ・ 定員の範囲内で受け入れるため、職員確保が一般型と比べて容易
留意点	・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意	・ こどもが在園児と関わる機会が少ない ・ こども誰でも通園制度の職員と保育所等の職員の相互交流が無くなる懸念がある。振り返りなどを合同で行うなどの工夫が必要ではないか	・ こどもが在園児と関わる機会が多いため、職員は在園児との関係性への配慮や環境に慣れるための工夫が必要か ・ こども誰でも通園制度を利用することと在園児の利用時間帯が異なる場合があることに考慮の上、対応する必要があることに留意 ・ 時期によって受入枠が減っていくことが想定されるため、同じこどもが継続して利用することが難しい場合がある

○ 実施方法（一般型（在園児と合同、または、専用室独立実施型）、余裕活用型）についても、実施する事業者によって、創意工夫による多様な実践のかたちがあることが望ましいのではないかと。

【こども誰でも通園制度の仕組み上の課題】

〈制度設計の概要：改正のイメージ（案）〉

○ 現行の「子どものための教育・保育給付」とは別に、新たに「〇〇給付」を創設する。

（参考）市町村から事業の運営に要する費用に係る給付費を支給することとする。利用者負担は事業者が徴収。

○ 利用対象者について、満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象とし、居住する市町村による認定の仕組みを設けることとする。

○ 利用者は、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能。

○ 本制度を行う事業所について、市町村による指定（認可・確認）の仕組みを設けることとする。

① 本制度を指す事業として「〇〇事業」を新たに設け、設備運営基準への適合等を審査した上で、市町村が認可

② 「〇〇給付」の支給に係る事業者として、市町村が確認

○ 市町村による指導監査、勧告等を設けることとする。

① 認可基準を満たしているかどうかの指導監査、勧告、命令等

② 「〇〇給付」の支給に係る事業所への指定監査、勧告、命令等

○ 市町村による調整を行うのではなく、利用者と事業者との直接契約で行うこととする。

〈一時預かりとの違い〉

○ 一時的に預かり必要な保護を行う、いわば「保護者の立場からの必要性」に対応するものとは異なり、こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としているものである。

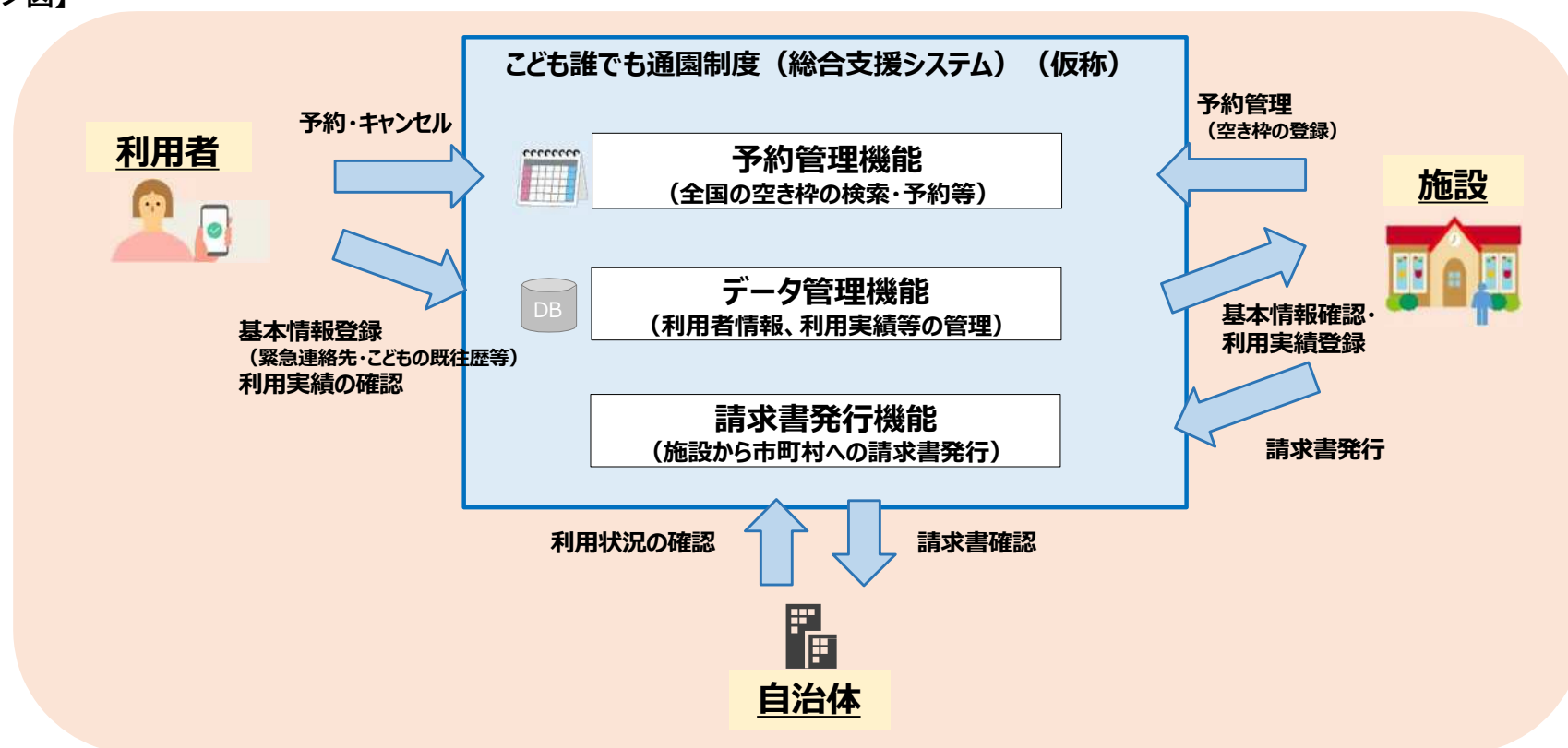
参考

論点

○ こども誰でも通園制度に係るシステムの構築について

- こども誰でも通園制度について、制度の円滑な利用や、コスト・運用の効率化を図るため、全国全ての自治体で実施するものであることから国が基盤を整備し、各地方公共団体・施設・利用者が利用する形態をとることを基本と考えている。
- 具体的には、①利用者が簡単に予約できること（予約管理）、②事業者がこどもの情報を把握したり、市町村が利用状況を確認できること（データ管理）、③事業者から市町村への請求を容易にできること（請求書発行）の3つの機能を実現できるシステムの構築を検討する。

【イメージ図】



子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の全体構想

- 子ども・子育て支援法第58条に基づく報告・届出内容は、**運営する法人に関する事項や教育・保育等の内容に関する事項などに限定**。
- 継続的な見える化での報告・届出内容としては、**施設・事業者ごとの経営情報（収益・費用、職員給与状況等）**を求めることとする。
- また、**施設・事業者ごとに基本データやモデル賃金等を公表**するほか、**グルーピングした集計・分析結果も公表**することとする。
- **ここdeサーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）の機能を拡充し、継続的な見える化のためのプラットフォームと位置付け**、施設・事業者による報告・届出、都道府県による確認・公表、国による経営情報の集計・分析と公表等の**行政事務をオンライン上で完結**できるようにする。

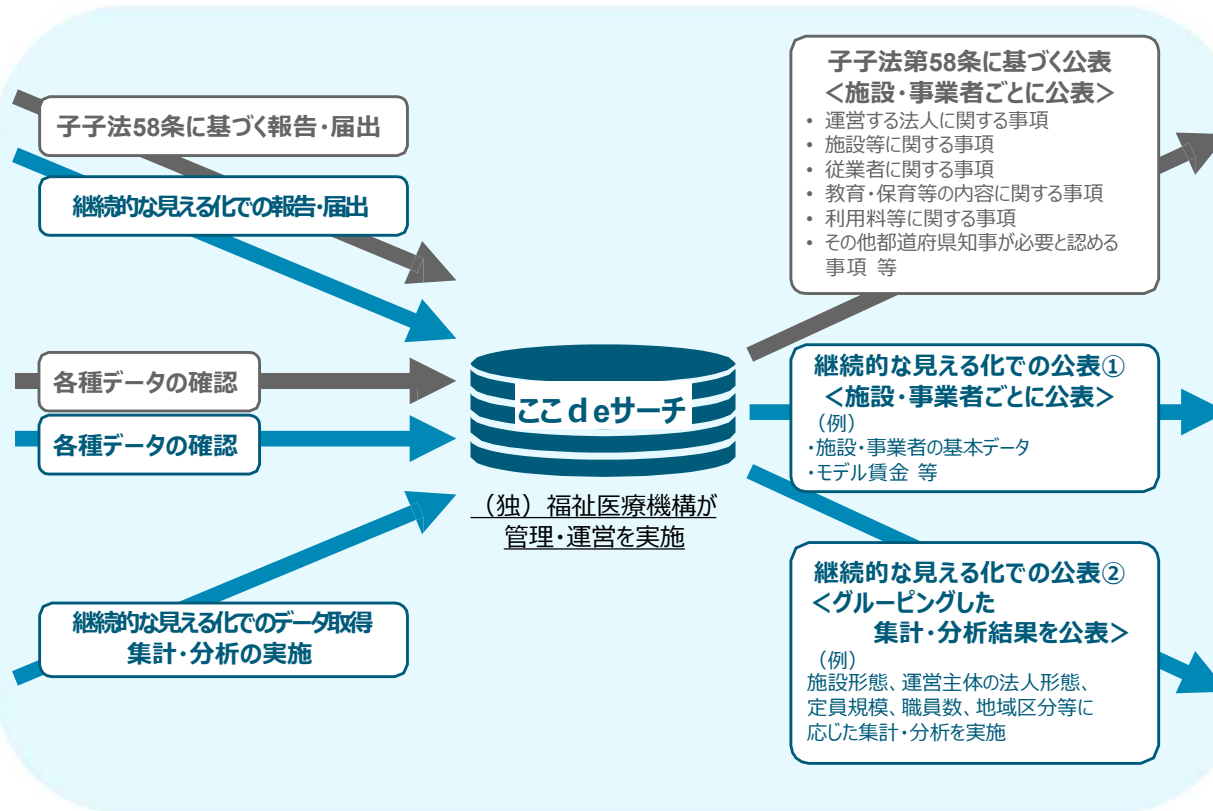
【イメージ図】

施設・事業者

都道府県(市区町村経由)

国（こども家庭庁）

幅広い関係者



Ⅱ 保育DXによる現場の負担軽減

課 題

- 保育施設においては、ICT導入は限定的で、**手書きやアナログの業務が存続**。給付、監査等の場面で、多くの書類作成が必要であり、**保育士等の事務負担が大きい**
- 自治体においても、**多くの書類の管理や煩雑な審査が必要**であり、**担当者の事務負担が大きい**

- **保育入所申請にあたり、必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活に係る保護者の負担が大きい**
- **入所決定通知までに多くの時間を要し、こどもの入所や保護者の復職に向けた準備への支障となる場合もある**
- **自治体においても、保育認定、点数計算、施設割振等に係る担当者の事務負担が大きい**

対 策

保育業務のワンズオンリー実現に向けた基盤整備

- ◆ 保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進
- ◆ 保育業務のワンズオンリー実現に向けて、給付・監査等の業務の標準化を進めるとともに、保育施設や自治体の業務システムと連携した**全国共同データベースを整備**
- ◆ 保育施設の業務支援アプリから**全国共同データベースにオンライン提出された情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込み機械的に処理**することで、**業務を効率化**
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保育業務のワンズオンリーを試行

保活ワンストップシステムの全国展開

- ◆ 必要な情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の**保活がワンストップで完結**できるよう、保活に関わる様々な情報を整理し、システムや行政手続の連携を確保
- ◆ **保育入所申請のオンライン化・ワンズオンリーの実現に向けて、申請事務や届出情報の標準化を進めるとともに、再調整や引越しの際の申請手続を簡素化**
- ◆ オンライン申請の情報を、自治体の業務システムに自動的に取り込みAIマッチング等を活用することで、**業務を効率化**
- ◆ デジ田交付金TYPE Sを活用して保活ワンストップを試行

効 果

- 保育業務の効率化により、保育士等の事務負担を軽減し、**こどもと向き合う時間を確保**。保育施設における**人材確保や働き続けやすい職場づくりを支援**
- 自治体担当者の事務負担を軽減し、**保育の質の向上に関わる業務に注力**
- 保育ICTの危険を知らせる機能により、**保育の安全性を向上**

- **保護者の保活に係る負担を軽減し、子育てと仕事・家事との両立に向けた不安感やストレスを軽減**
- 自治体担当者の事務負担を軽減するとともに、**入所決定通知までの期間を短縮**
- **マッチング精度の向上と自治体事務の迅速化により、入所希望とのミスマッチ等による待機児童の発生を抑制するとともに、保護者の入所施設への利用満足度を向上**

4. 保育業務のワンソンリー実現に向けた基盤整備

～現状と将来的に目指すイメージ～

